

令和2年 地域児童福祉事業等調査結果の概況

目次

調査の概要	1
結果の概要	3
1 保育所定員の弾力化の状況	3
2 短時間勤務の保育士の導入状況	7
3 保育料の収納事務の私人への委託状況	8
4 子育て支援に関する情報提供の状況	9
用語の解説	10

令和2年地域児童福祉事業等調査の結果は、厚生労働省ホームページに掲載しています
アドレス (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/25-20b.html>)

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、保育を中心とした児童福祉事業に対する市町村の取組などの実態を把握し、多様化した需要に的確に対応した児童福祉行政施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

調査は、市町村事業調査、認可外保育施設利用世帯調査及び認可外保育施設調査から構成され、それぞれ3年周期で調査を実施しており、令和2年は、市町村事業調査を実施した。

2 調査客体

全国の市町村を対象及び客体とした。

3 調査の期日

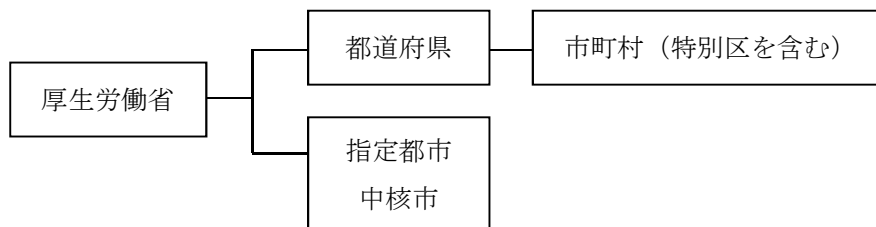
令和2年10月1日

4 調査の事項

保育所定員の弾力化の状況、短時間勤務の保育士の導入状況、保育料の収納事務の私人への委託状況 等

5 調査系統及び方法

(1) 調査の系統



(2) 調査の方法

都道府県を通じて市町村に調査票を配布し、市町村において記入回収した。

6 結果の集計

集計は、厚生労働省子ども家庭局で行った。調査客体数等は以下の通り。

	調査対象 市町村数	調査票回収市町村数				
			保育所があ る市町村数	保育所総数		
				公営	私営	
全国	1,741	1,741	1,590	23,832	7,404	16,428

7 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

「－」：計数がない場合

(2) 計数の四捨五入により、内訳の合計が「総数」に合わない場合もある。

結果の概要

1 保育所定員の弾力化の状況

(1) 市町村の状況

保育所がある 1,590 市町村のうち、「定員の弾力化を認めている」は 1,265 市町村 (79.6%) で、「定員の弾力化を認めていない」は 325 市町村 (20.4%) となっている。(表 1)

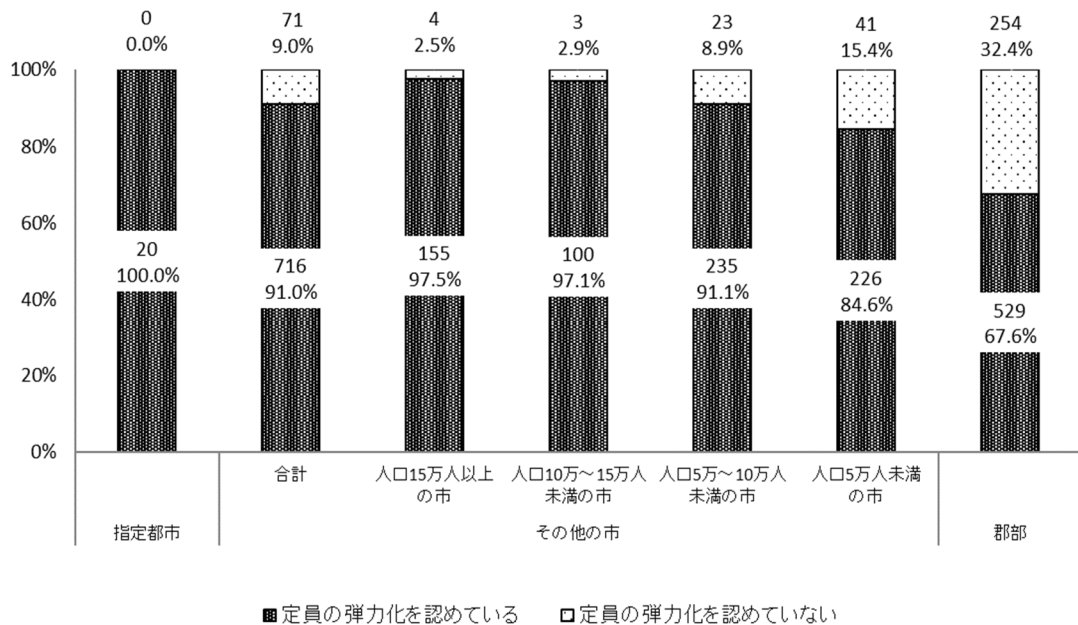
表 1 保育所がある市町村における定員の弾力化の状況

	市町村数	割合
保育所がある市町村	1,590	100.0%
定員の弾力化を認めている	1,265	79.6%
(再掲) 弾力化を実施している	1,103	69.4%
定員の弾力化を認めていない	325	20.4%

※定員の弾力化：設備運営基準（最低基準）を満たした上で、定員を超えて児童を受け入れること。

人口規模別にみると、「指定都市」では全ての市が定員の弾力化を認めており、「その他の市」では 716 市(91.0%)、「郡部」では 529 町村 (67.6%) が定員の弾力化を認めている。人口規模が大きくなると定員の弾力化を認める割合が大きくなる傾向がある (図 1)

図 1 人口規模別 保育所がある市町村における定員の弾力化の状況



※人口規模：平成 27 年国勢調査の結果を基に区分

(2) 保育所の状況

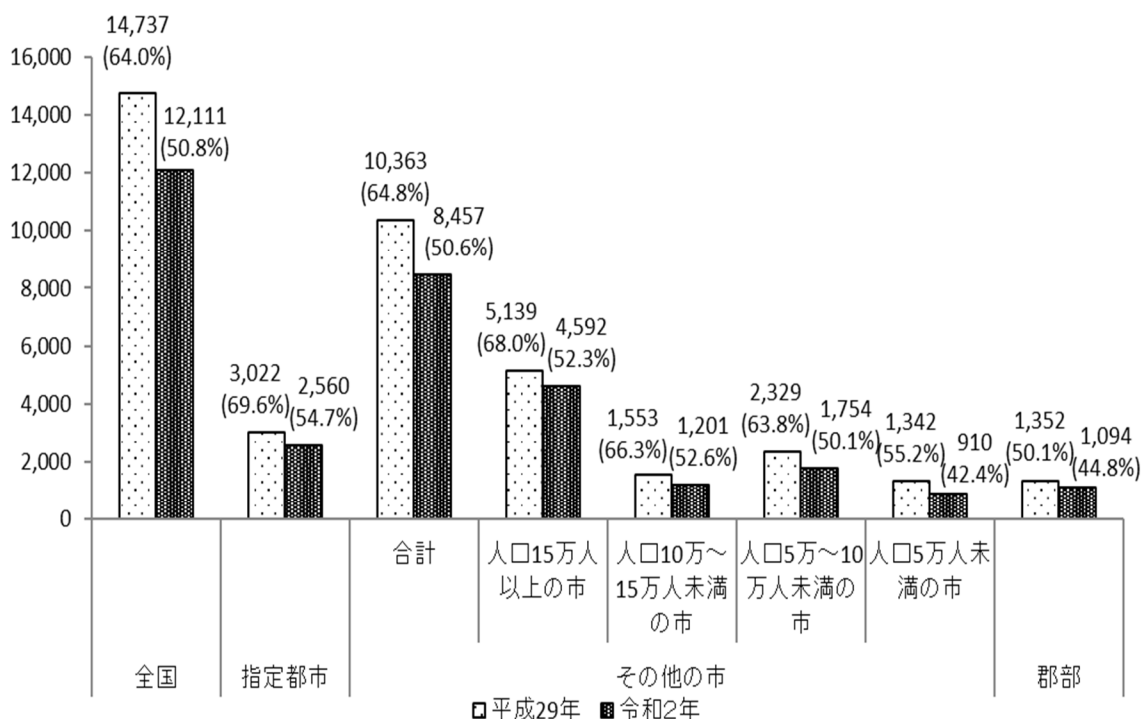
「定員の弾力化を実施している」保育所は、12,111 箇所（50.8%）あり、公営は 2,373 箇所（32.1%）、私営は 9,738 箇所（59.3%）となっている。前回調査（平成 29 年）と比較すると、「定員の弾力化を実施している」保育所は、公営・私営ともに減少している。（表 2）

表 2 公営私営別にみた定員弾力化の状況

	合計			公営			私営		
	保育所総数	定員の弾力化を実施している	定員の弾力化を実施していない	保育所総数	定員の弾力化を実施している	定員の弾力化を実施していない	保育所総数	定員の弾力化を実施している	定員の弾力化を実施していない
平成29年 (単位:箇所)	23,017	14,737	8,280	8,169	4,008	4,161	14,848	10,729	4,119
	100.0%	64.0%	36.0%	100.0%	49.1%	50.9%	100.0%	72.3%	27.7%
令和2年 (単位:箇所)	23,832	12,111	11,721	7,404	2,373	5,031	16,428	9,738	6,690
	100.0%	50.8%	49.2%	100.0%	32.1%	67.9%	100.0%	59.3%	40.7%
令和2年－平成29年	815	▲ 2,626	3,441	▲ 765	▲ 1,635	870	1,580	▲ 991	2,571
	-	▲ 13.2%	13.2%	-	▲ 17.0%	17.0%	-	▲ 13.0%	13.0%

人口規模別に「定員の弾力化を実施している」保育所をみると、前回調査と比較して、いずれの人口規模区分においても「定員の弾力化を実施している」保育所数が減少している。（図 2）

図 2 人口規模別にみた定員の弾力化を実施している保育所



(3) 定員の弾力化を認めていない市町村の今後の予定と認めていない理由

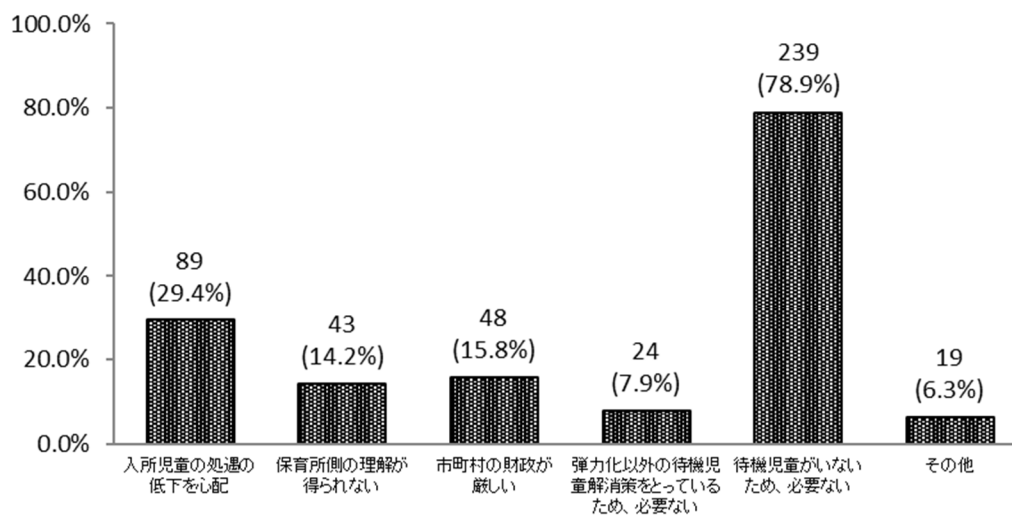
「定員弾力化を認めていない」325市町村について、「今後の予定」をみると、「認める予定」22市町村（6.8%）、「現在検討中」38市町村（11.7%）、「認める予定なし」265市町村（81.5%）となっている。（表3）

表3 定員弾力化を認めていない市町村の今後の予定

	認める予定	現在検討中	認める予定なし	総数
市町村数	22	38	265	325
割合	6.8%	11.7%	81.5%	100.0%

定員弾力化を「現在検討中」「認める予定なし」の市町村について、「現在認めていない理由」をみると、「待機児童がないため、必要ない」が239市町村（78.9%）で最も多い。（図3）

図3 定員弾力化を認めていない理由（複数回答）



人口規模別にみると、「人口5万人未満の市」「郡部」では「待機児童がいないため、必要ない」の割合が最も大きい、「人口5～10万人未満の市」「人口10～15万人未満の市」では「入所児童の処遇の低下を心配」の割合が最も大きく、「人口15万人以上の市」では「入所児童の処遇の低下を心配」「保育所側の理解が得られない」「弾力化以外の待機児童解消策をとっているため、必要ない」「その他」が同じ割合となっている。(表4)

表4 人口規模別に見た定員弾力化を認めていない理由(複数回答)

	現在検討中・認める予定なしの市町村						
	総数	入所児童の処遇の低下を心配	保育所側の理解が得られない	市町村の財政が厳しい	弾力化以外の待機児童解消策をとっているため、必要ない	待機児童がいないため、必要ない	その他
市町村数							
全国	303	89	43	48	24	239	19
指定都市	0	0	0	0	0	0	0
その他の市	62	29	15	16	10	34	10
人口15万人以上の市	4	2	2	0	2	0	2
人口10～15万人未満の市	3	3	1	0	2	0	1
人口5～10万人未満の市	20	11	5	6	3	7	4
人口5万人未満の市	35	13	7	10	3	27	3
郡部	241	60	28	32	14	205	9
構成割合							
全国	100.0%	29.4%	14.2%	15.8%	7.9%	78.9%	6.3%
指定都市	-	-	-	-	-	-	-
その他の市	100.0%	46.8%	24.2%	25.8%	16.1%	54.8%	16.1%
人口15万人以上の市	100.0%	50.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%
人口10～15万人未満の市	100.0%	100.0%	33.3%	0.0%	66.7%	0.0%	33.3%
人口5～10万人未満の市	100.0%	55.0%	25.0%	30.0%	15.0%	35.0%	20.0%
人口5万人未満の市	100.0%	37.1%	20.0%	28.6%	8.6%	77.1%	8.6%
郡部	100.0%	24.9%	11.6%	13.3%	5.8%	85.1%	3.7%

2 短時間勤務の保育士の導入状況

短時間勤務の保育士を導入している保育所は 16,330 箇所（68.5%）あり、平成 29 年調査よりも 2,297 箇所（7.5%）増加している。（表 5）

表 5 短時間勤務の保育士を導入している保育所

	総数	導入している		導入していない	
		数	割合	数	割合
平成29年	23,017	14,033	61.0%	8,984	39.0%
令和2年	23,832	16,330	68.5%	7,429	31.2%
令和2年ー平成29年	815	2,297	7.5%	▲ 1,555	▲ 7.8%

※短時間勤務の保育士：設備運営基準（最低基準）上の保育士定数の一部に短時間勤務（1日6時間未満又は月20日未満勤務）の保育士を充てること。

短時間勤務の保育士の数は、全体で 77,387 人となっており、平成 29 年の 64,458 人よりも 12,929 人増加している。公営で 24,487 人、私営で 52,900 人となっている。

また、1 保育所当たり短時間勤務保育士の数をみると、全体で 4.7 人となっており、平成 29 年の 4.6 人よりも 0.1 人増加している。公営で 5.5 人、私営で 4.5 人となっており、公営の方が 1 保育所当たり短時間勤務保育士の数は多い。（表 6）

表 6 短時間勤務の保育士を導入している保育所数と短時間勤務の保育士数

	総数			公営			私営		
	保育所数 (箇所)	短時間勤務 保育士 (人)	1保育所当たり 短時間勤務 保育士 (人)	保育所数 (箇所)	短時間勤務 保育士 (人)	1保育所当たり 短時間勤務 保育士 (人)	保育所数 (箇所)	短時間勤務 保育士 (人)	1保育所当たり 短時間勤務 保育士 (人)
平成29年	14,033	64,458	4.6	4,423	21,386	4.8	9,610	43,072	4.5
令和2年	16,330	77,387	4.7	4,490	24,487	5.5	11,840	52,900	4.5
令和2年ー平成29年	2,297	12,929	0.1	67	3,101	0.7	2,230	9,828	0.0

3 保育料の収納事務の私人への委託状況

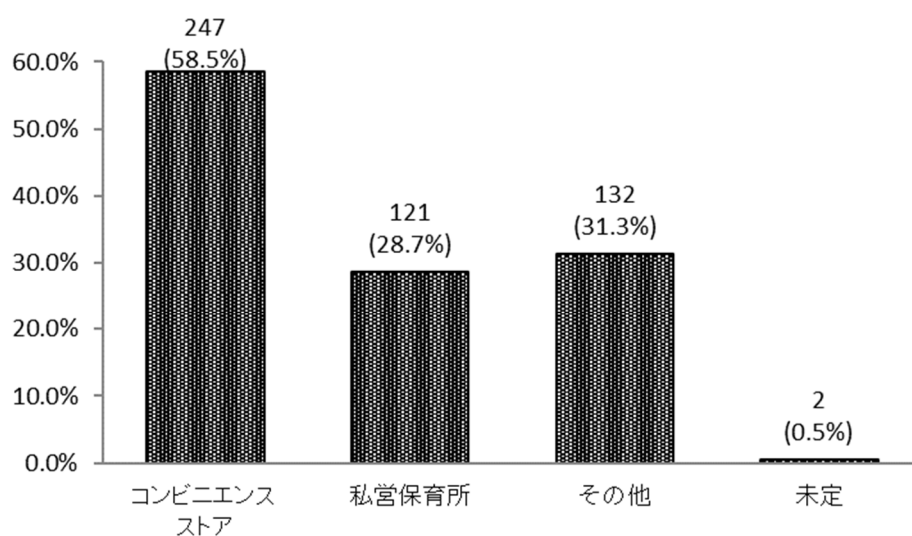
保育所がある市町村における保育料の収納事務の私人への委託状況をみると、「委託している」が 397 市町村（25.0%）、「委託する予定あり」が 25 市町村（1.6%）、「委託する予定なし」が 1,168 市町村（73.5%）となっている。（表 7）

表 7 保育料の収納事務の私人への委託状況

	委託している	委託していない		不詳 (未回答含む)	総数
		委託する予定あり	委託する予定なし		
市町村数	397	1,193	25	1,168	1,590
割合	25.0%	75.0%	1.6%	73.5%	100.0%

「委託している」「委託する予定あり」の市町村について委託先をみると、「コンビニエンスストア」が 247 市町村（58.5%）と最も多く、次いで「その他」が 132 市町村（31.3%）となっている。（図 4）

図 4 「委託している」「委託する予定あり」と回答した市町村の保育料収納事務の委託先
(複数回答)



4 子育て支援に関する情報提供の状況

市町村における子育て支援に関する情報提供の状況をみると、1,740 市町村（99.9%）で子育て支援に関する情報提供を実施している。情報提供の方法は、「市町村の窓口」が 1,736 市町村（99.7%）で最も多く、次いで「ホームページ」が 1,674 市町村（96.2%）であった。（表 8）

表 8 子育て支援に関する情報提供の方法（複数回答）

	提供している					提供していない	総数
	市町村の窓口	市町村広報誌	ホームページ	パンフレット等	その他		
市町村数	1,740	1,736	1,597	1,674	1,547	499	1,741
割合	99.9%	99.7%	91.7%	96.2%	88.9%	28.7%	100.0%

子育て支援に関する情報提供の内容をみると、「子育て・児童関係の相談窓口・連絡先」が、1,737 市町村（99.8%）で最も多い。一方、「保育施設・サービスの評価（第三者評価、指導監督における指摘事項等）」は 801 市町村（46.0%）であり、他の項目と比べて情報提供している市町村は少ない。（表 9）

表 9 子育て支援に関する情報提供の内容（複数回答）

	保育施設・サービスの内容	保育施設・サービスの料金	保育施設・サービスの利用（手続き）方法	保育所入所の選考基準	保育施設・サービスの評価（第三者評価、指導監督における指摘事項等）	児童手当等、子育て・児童関係の諸手当・助成制度の利用方法	子育て・児童関係の相談窓口・連絡先	休日・夜間小児緊急医療情報	総数
市町村数	1,733	1,720	1,734	1,495	801	1,735	1,737	1,494	1,740
割合	99.6%	98.9%	99.7%	85.9%	46.0%	99.7%	99.8%	85.9%	100.0%

用語の解説

1 保育所定員の弾力化

保育所定員の弾力化とは、待機児童解消等のため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（最低基準）を満たした上で、定員を超えて児童を受け入れることをいう。

2 短時間勤務の保育士

短時間勤務の保育士とは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（最低基準）上の保育士定数の一部に短時間勤務（1日6時間未満又は月20日未満勤務）の保育士を充てることをいう。

3 保育料の収納事務の私人への委託

市町村の長は、収納の確保及び本人又はその扶養義務者の便宜の増進に寄与すると認める場合に限り、保育料の収納事務を私人へ委託することができる。